

被扶養者に係る資格の確認調査を行います

資格 担当

被扶養者を対象とした資格の確認調査（同居要件の確認を含む）を秋頃に予定しておりますので、ご協力をお願いいたします。

(1) 被扶養者の所得の限度額

①年額130万円未満

②障がい支給事由とする公的年金等受給者又は60歳以上の公的年金等受給者については、年額180万円未満

(2) 所得について

「所得」とは、所得税法上の所得とは異なり、年間における恒常的な収入の総額をいいます。収入とは、公的年金、個人年金（必要経費は控除しません）、企業年金、非課税の遺族年金、障がい年金及び傷病手当金、パート収入、アルバイト収入、事業収入、株等の譲渡収入、雇用保険、恩給、扶助料など現時点で見込まれるすべての恒常的な収入をいいます。

被扶養者の範囲や所得の考え方については、「教職員のための共済のしおり2020-2021」21ページ～25ページをご覧ください。

(3) 所得以外の認定要件について

令和2年4月1日より、被扶養者認定の要件に国内居住要件が追加されました。そのため、認定対象者が国内に住民票があるかどうかの確認を行います。国内に住民票がなく海外居住であるが、国内居住要件の例外に該当する場合は、添付書類を提出していただくことで、日本国内に生活の基礎がある者と認められます。ただし、国内居住要件の例外に該当しない場合は、被扶養者の認定を継続することができません。また、住民票が日本国内にあっても、海外で就労しており、日本で全く生活していないなど、明らかに日本での居住実態がない場合も、国内居住要件を満たさないとの判断になります。国内居住要件の例外に該当する事由と添付書類の例について以下にまとめましたので、ご確認ください。

例外該当事由	添付書類
①外国において留学をする学生	査証、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し
②外国に赴任する組合員に同行する者	査証、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
③観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者	査証、ボランティア派遣期間の証明、ボランティアの参加同意書等の写し
④組合員が外国に赴任している間に当該組合員との身分関係が生じた者であって、②と同等と認められる者	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
⑤①から④までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して国内に生活の基礎があると認められる者	※個別に判断

また、組合員との同居が要件となる被扶養者（配偶者の父母等）についても、住民票で同居の確認を行います。

上記、認定要件を満たさない（又は満たさない見込みがある）場合は、速やかに取消の手続きをしてください。この取消手続きが遅れますと、医療費全額を自己負担していただくことになる場合があります。

被扶養者の取消時の必要書類等については、「教職員のための共済のしおり2020-2021」28ページ～30ページをご覧ください。

保険医療機関の窓口で医療費を全額支払われた方へ

➡ 医療 担当

組合員証が使用できず、医療費を全額支払った場合でも、共済組合が必要と認めた医療費を「療養費・家族療養費」として、組合員証を使用した場合の給付に相当する費用を支給します。

★提出書類★

◇「療養費家族療養費請求書（所定様式）」に、下表の添付資料を添えて提出してください。

◇「療養費家族療養費請求書」は、診療月、保険医療機関、診療科、入院・外来、受診者の単位ごとに作成ください。

事 由（注1）	添 付 資 料
- 資格取得や扶養認定の手続き中で組合員証を提示できなかったとき - 旅行中の傷病などで組合員証を持参するのを忘れたとき	◇「診療報酬領収済明細書」（医科）（歯科）または◇「調剤報酬領収済明細書」 - 下記(1)(2)で代用可能（医科・歯科・調剤いずれの場合も） (1)保険医療機関が発行する「診療（調剤）報酬明細書（レセプト）」 ※通常受診時にもらう診療明細書や調剤明細書とは異なるものですのでご注意ください (2)「領収書」（原本）
誤って以前加入していた健康保険の保険証を使用し保険医療機関へかかった後、健康保険組合等に医療費を全額返還したとき（共済組合加入期間に係る診療に限る。）	- 健康保険組合等から送付された「診療（調剤）報酬明細書（レセプト）」の写し - 医療費を返還した際の領収書（原本）
治療用装具を購入したとき	「医師の意見書及び装具装着証明書」（原本） 「装具の領収書」（原本） ※装具の明細が領収書内に記載されていない場合は別紙明細書も添付してください ※靴型装具に係る請求の場合は「装具の写真」

（注1）事由については、問い合わせの多いものを抜粋しております。上表以外の事由については、「教職員のための共済のしおり」又は大阪支部のホームページを参照ください。

（注2）◇印は、共済組合所定の様式です。大阪支部のホームページからダウンロードすることができます。

HP 公立学校共済組合 大阪支部 検索 → 諸用紙のダウンロード → 短期給付関係

市町村が実施する医療費助成制度の適用又は適用停止になった方へ

組合員（被扶養者）が、市町村が実施する医療費助成制度の適用又は適用停止になった場合は、速やかに当共済組合へ届出をお願いします。医療費助成制度が適用され、保険医療機関での支払が免除又は軽減されているに関わらず、その届出がない場合、共済組合が誤った給付を行ってしまう場合があります。

また、適用停止となったときに届出がない場合、共済組合から必要な給付を行えない可能性もあります。適正な医療費の給付のためにご協力をお願いします。

医療費助成制度は市町村によって実施内容が異なりますが、主に以下のような助成制度があります。

障がい者（児）医療費助成、乳幼児医療費助成（子ども医療費助成）、ひとり親家庭医療費助成
老人医療費助成（65歳～74歳の方）

★提出書類★

◇「医療費公費助成制度の適用（適用停止）について（所定様式）」を下記の書類と合わせて提出をお願いします。

○「適用」になったとき・・・市町村が交付する「医療証」の写し

○「適用停止」になったとき・・・市町村からの適用停止に関する通知文書等の写し

（※）◇印は、共済組合所定の様式です。大阪支部のホームページからダウンロードすることができます。

HP 公立学校共済組合 大阪支部 検索 → 諸用紙のダウンロード → 短期給付関係

高額療養費の給付 ～限度額適用認定証の交付申請について～ ➡ 医療 担当

高額療養費の給付について

70歳未満の組合員（被扶養者）が保険医療機関を受診した場合、医療費の3割（就学前児童は2割）が自己負担となります。自己負担額が高額になった場合、組合員（被扶養者）が同一の月にそれぞれ一の保険医療機関（入院・外来も別）から受けた療養に係る自己負担限度額は下表の通りとなり、これを超える額が高額療養費として支給されます。

なお、高額療養費の支給は自動給付です。（請求書の提出が不要）
受診から3か月後以降に届出の銀行口座へ送金します。

【70歳未満の自己負担限度額】

適用区分	標準報酬月額	自己負担限度額	
		過去12か月以内の高額療養費受給が3回目まで	4回目以降
ア	83万円以上	252,600円＋（医療費－842,000円）×1%	140,100円
イ	53万円以上83万円未満	167,400円＋（医療費－558,000円）×1%	93,000円
ウ	28万円以上53万円未満	80,100円＋（医療費－267,000円）×1%	44,400円
エ	28万円未満	57,600円	44,400円
オ	市町村民税非課税者（注）	35,400円	24,600円

（注）市町村民税が非課税であっても、標準報酬月額が53万円以上の場合、適用区分「オ」ではなく標準報酬月額での適用区分「ア」又は「イ」の該当となります。

限度額適用認定証について

高額療養費は受診後に自動給付されますが、「限度額適用認定証」を組合員証（被扶養者証）と併せて保険医療機関の窓口で提示することにより、1か月（1日から月末まで）の窓口負担額を上表の自己負担限度額までの支払いにとどめることができます。

申込手続

下記の書類を、所属所を通して公立学校共済組合大阪支部医療担当までお送りください。

①上位所得者及び一般所得者（上表の適用区分「ア～エ」に該当する方）

申請書→◇「公立学校共済組合限度額適用認定申請書」

②低所得者（上表の適用区分「オ」に該当する方）

申請書→◇「限度額適用・標準負担額減額認定申請書」

添付書類→療養を受ける月の属する年度（療養を受ける月が4月から7月までの場合は前年度）分の市町村民税非課税証明書の原本（組合員分）

※◇印は共済組合所定の様式です。大阪支部のホームページからダウンロードすることができます。

HP 公立学校共済組合 大阪支部 検索 → 諸用紙のダウンロード → 短期給付関係

＊70歳以上の方の限度額適用認定証について＊

70歳以上の方のうち、3割負担の高齢受給者証を交付されていて、組合員の標準報酬月額が28万円以上83万円未満の方は、限度額適用認定証の交付を受けることにより、保険医療機関での窓口負担額が自己負担限度額（※）までに軽減されます。交付を希望される場合は、申請手続①により手続きをお願いします。

※70歳以上の自己負担限度額については、「教職員のための共済のしおり」等をご確認ください。

新型コロナウイルス感染症対策にかかる厚生事業のお知らせ

健康・福祉 担当

このたびの新型コロナウイルスに罹患された皆様と、感染拡大により生活に影響を受けられている皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。

当支部厚生事業については、緊急事態宣言の発令中は、対面及び集合形式による実施を原則自粛いたします。また、当面の間、3密（密閉、密集、密接）の回避が難しい事業についても実施を自粛いたします。ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。



事業予定

事業名	実施（中止）予定等
特定健診（特定健康診査）	7月初旬受診券送付済、受診期間R2.7月～R3.3月末（例年より延長） ※緊急事態宣言発令中は、対象地域にお住まいの方のご受診、対象地域に所在する医療機関でのご受診はお控えください。（詳しくはP9）
特定保健指導	秋以降利用券送付、受診期間R2.11月～R3.3月末 ※緊急事態宣言発令中は、電話・メール・手紙による支援を除く、対面での指導は原則行われません。
健診（人間ドック）	6月受診票送付済、受診期間R2.7月～R3.3月末（P9参照） ※新型コロナウイルス感染症防止のため、健診機関によって健診日の変更や、胃カメラ、肺機能検査等、一部検査を実施しない場合があります。
大阪メンタルヘルス総合センター（OMC）	研修講師派遣実施期間R2.6/1～R3.3/23 相談事業（ラインケア、セルフケア）通年実施 ※新型コロナウイルス感染症対策として臨時電話相談実施中（詳しくはP10）
腰痛予防事業（巡回・会場）	巡回講師派遣実施期間R2.6/1～R3.3/24 会場方式夏開催分は8月実施予定、冬開催分は未定
健康づくり事業	中止
退職予定者向け共済制度説明会	8月開催分は中止、1月開催分は実施予定
トレーニング施設利用助成	コナミスポーツクラブ、東急スポーツオアシスのホームページ等でご確認ください。

その他

●施設利用券（結婚25周年、永年勤続記念事業）

既に発券済みの有効期限が令和2年4月1日～令和3年3月30日の施設利用券（食事付宿泊券も含む）の有効期限を令和3年3月31日まで延長

●宿泊施設（ホテルアウィーナ、花のいえ）

コロナ感染症に対する取り組みを行いつつ営業中です。緊急事態宣言発令中はレストラン、宴会、ホテルイベントは自粛いたします（P10をご覧ください）。